第2回 えびの大規模氾濫等減災協議会

- 平成29年 被災状況確認
- ・早急に実施する取組(タイムライン・ホットライン)の 活用状況について
- ・水防法改正に伴う規約の改正について
- ・県管理河川を対象とした取組方針の設定について



平成29年 被災状況確認

平成29年9月15日~17日 台風第18号



【気象概況】

9月9日にマリアナ諸島近海で発生した台風第18号は、16日には東シナ海をゆっくりした速さで北東へ進み、17日11時半頃に鹿児島県薩摩半島を通過し、12時頃に鹿児島県垂水市付近に上陸した。

その後、同日昼過ぎにかけて宮崎県を通過し日向灘を北上して、17日16時半頃に高知県西部に再上陸し北東へ進んだ。この台風の影響で、宮崎県内では15日から激しい雨が降り始め16日から17日にかけて県内は大荒れの天気となった。

【降雨の状況】

9月15日から17日までの総降水量が、えびので329.5mm、白鳥で326.0mmを観測するなど、えびの高原方面を中心に300mmを超える大雨となった。 アメダス降水量の分布図(9月15日~17日)

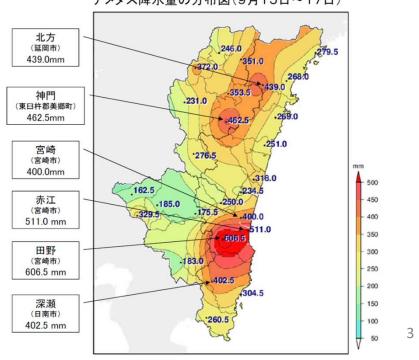
【気象警報】

大雨警報 : えびの市 大雨(土砂災害)警報 : えびの市

【河川の状況】

水防団待機水位超過:長江川

【土砂災害警戒情報】 発令なし



平成29年9月16日~17日 台風第18号



【被害の状況】

	床上浸水	床下浸水	土砂災害	公共施設
えびの市	0	0	0	2箇所
				出水川 西境川





出水川 被災状況

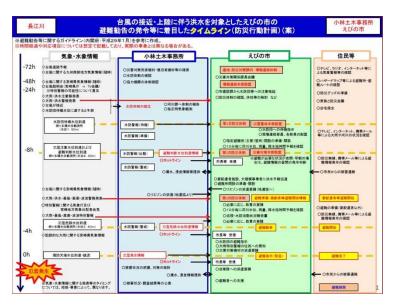
早急に実施する取組の活用状況 (タイムライン・ホットライン)

早急に実施する取組 (タイムライン)

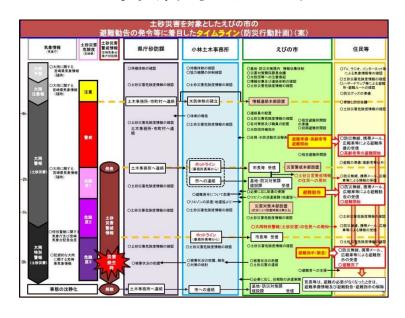


想定される災害事象に対して、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で 整理した防災行動計画(タイムライン)を作成した。

洪水対応タイムライン



土砂災害対応タイムライン



【運用状況】

台風第18号において、タイムライン等から災害対策本部を設置するなどの防災行動を実施した。

【今後】

引き続き水位状況等を確認しながらタイムラインで定めた対応に務める。 運用の問題点を検証しながら適切な見直しに務める。

早急に実施する取組 (ホットライン)



避難に関する情報の発表が適切に行えるよう、河川の水位情報や土砂災害警戒情報を 発令者等に直接電話により伝達するホットラインを構築した。

気象警報等の発表 今後の予測情報

気象台

防災情報提供システムやメールによる伝達 えびの市防災部局 電話等によるホットライン※

発令者(首長)

避難勧告等発令

※ 通常は担当者レベル、必要に応じて管理職レベル 緊急時に台長~首長レベル 自治体側からの問い合わせにも随時対応

河川の水位情報 土砂災害警戒情報

宮崎県

専用回線やメール、FAX等による伝達



えびの市防災部局



発令者 (首長)

避難勧告等発令

電話等によるホットライン

ホットライン



平成29年における運用

ホットライン運用なし

※参考 県内の実績

洪水対応のホットライン実績

異常 気象名	実施 市町村数	実施 河川数	ホットライン 実施回数
台風第18号	4市4町	11河川	22回
台風第22号	3市	5河川	110

台風第18号時の河川数は五ヶ瀬川を2事務所でカウントしている

土砂災害対応のホットライン実績

異常 気象名	実施 市町村数	レベル1 実施回数	レベル3 実施回数	ホットライン 実施回数
台風第18号	2市4町	7回	8回	14回
台風第22号	3市	3回	3回	6回

台風第18号時はレベル1と3を同時に行ったものがあるため総回数が合わない

水防法改正に伴う規約の変更について

水防法の改正について



水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律31号) 施行:平成29年6月19日

大規模氾濫減災協議会制度の創設

- 国及び都道府県知事は、多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、洪水予報河川・水位周知河川について、大規模氾濫減災協議会を組織(国協議会は必置、都道府県協議会は任意)
- 大規模氾濫減災協議会では、「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議。協議結果には尊重義務。

※ICT:情報通信技術

水防法

第十五条の九

国土交通大臣は、第十条第二項又は、第十三条第一項に規定により指定した 河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による 被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する為の協議を行う協議 会を組織するものとする。

第十五条の十

都道府県知事は、第十一条第一項又は、第十三条第二項に規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する為の協議を行う協議会を組織することができる。

水防災意識社会再構築ビジョン協議会の改組















国 水 政 第 1 3 号 国 水 河 計 第 1 3 号 国 水 環 第 2 0 号 国 水 防 第 5 2 号 图 水 防 第 5 2 号

宫崎県水防担当部長 屬

国土交通省 水管理·国土保全局



水防法第15条の9及び第15条の10に基づく 「大規模氾濫減災協議会」の運用について

平成29年6月19日に施行された水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号。 以下「改正法」という。) においては、今後、中小河川も含めた全国の河川で「水防災 意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害 の最小化」を実現するため、多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するため のハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、大規模氾濫減災協議会制度

- 1 -

するため、規約にその旨を明記する他、協議会が対象とする河川、協議会の構成員等 を記載するものとする。協議会規約の記載例については別紙-1を参考とされたい。

3.「木防災意識社会再構築ビジョン」に基づく既存の協議会の改組 「木防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組として既に組織されている減災対 策協議会等の協議会は、原則として、今後速やかに水防法に基づく協議会に改組する こととする。

4. 協議会の名称

協議会の名称については、設置主体の裁量に委ねられることとなる。改組前の既存 の協議会の名称を用いるなど、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付すことも可 能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定されたい。

5. 協議会の構成員

協議会の構成員は以下のとおりとする。なお、これらの者から委任を受けた者を構成員とすることができる。委任にあたっては、発災時の対応において実務上責任を有する者などの協議会の趣旨を達成できる者を対象とされたい。

(1) 大規模氾濫減災協議会の構成員

ア 国土交通大臣

水防行政を担う大規模氾濫減災協議会の設置主体。

- イ 当該河川の存する都道府県の知事 当該対象河川の存する地域の防災事務を担う立場で参画。
- ウ 当該河川の存する市町村の長 当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。
- エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者 当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。
- オ 当該河川の河川管理者 当該対象河川の管理を担う立場で参画。
- カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長 当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。
- キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必 要と認める者

その他の国土交通大臣が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき 取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、 以下の者が想定される。

- 浸水が想定される近隣市町村
- ・広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
- ・避難誘導、效助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊
- ・協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院
- ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等

(2) 都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員



改正前	改正後	
(名称) 第1条 本協議会は、えびの大規模氾濫等減災協議会(以下 「協議会」という。)と称する。	(設置) 第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都 道府県大規模氾濫減災協議会として、「えびの大規模氾濫等 減災協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。	
第2条~第9条 [略]		
(附則) この規約は、平成29年5月31日から施行する。	(附則) 本規約は、平成29年5月31日から施行する。 本規約は、平成30年1月10日から施行する。	

- 〇水防法に基づく協議会へ改組するため、第1条を改正する。
- ○改正に伴い附則に施行日を追加する。

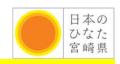
取組方針の設定について

主な課題



- ・ハザードマップを見ている人の割合は若干増えたが、未だ5割以上の方が見たことがない。(平成26年度の川内川河川事務所実施の流域住民アンケートより)
- ・自主防災組織への参加に関する問いに対しては、積極的に参加する人は若干増えた(3割程度)ものの、周囲の状況によっては参加するが積極的な行動はとらない人が4割と変わらず。(平成26年度の川内川河川事務所実施の流域住民アンケートより)
- ・土砂災害については、少しの雨でも、また、降雨後でも、発生するおそれもあること から、平素より住民の土砂災害への防災意識の向上及び定期的な避難訓練を引き 続き実施する必要がある。
- ・河川氾濫時や土砂災害発生時においては、集落や主要道路が被災し、孤立者、交通の途絶が発生する恐れがある。
- ・近年、高齢化の進展に伴い、福祉・高齢者利用施設等が増加しており、要配慮者へ の避難対応等の遅れが懸念される。

減災のための目標



【5年間で達成すべき目標】

- ○地域防災力を高め「水害・土砂災害に強い地域づくり」を目指す。
- 〇住民の防災意識を高め浸水被害・土砂災害に対し「安全な場所への確実 な避難」・「被害の最小化」を図る。

【目標達成に向けた3本柱】

- ① 住民自らの避難行動を促すため、防災意識の向上と防災情報の的確な収集・伝達・理解・共有を推進するための取組
- ② えびの市内の特徴を踏まえた安全かつ迅速な避難、着実な水防活動を行うための取組
- ③ 大規模出水時等において、社会経済への影響を最小限に抑え地域社 会を支えるための取組

概ね5年間で実施する取組



(1)円滑かつ迅速な避難のための取組

施設の整備等は途上であり、洪水や土砂災害による被害を完全に防止することは難しいため、命を守り、被害を軽減するために重要となる「円滑かつ迅速な 避難行動」を実施。

- (2)的確な防災活動のための取組 洪水や土砂災害による被害の防止・最小化をするための「的確な防災活動」を 実施。
- (3)被害の軽減・早期復旧に関する取組 洪水の氾濫や土砂災害等の発生を抑制する取組を実施し、発生してしまった 場合には「被害の軽減・早期復旧」を図る。

フォローアップ



各構成機関の取組内容については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなど、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要であり、取組等について定期的に進捗状況を確認するとともに、実施した取組についても、訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行う。